

厚木市教育大綱

解説

令和3年3月

1 厚木市教育大綱の位置付け

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」といいます。）」が施行され、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされました。

「厚木市教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）」は、法の趣旨や目的を踏まえつつ、本市が目指す総合的なまちづくりの計画である「第 9 次厚木市総合計画」及び「厚木市教育振興基本計画」との整合を図りながら、これまで、平成 27 年 7 月及び平成 30 年 4 月を始期とする大綱をそれぞれ策定してまいりました。

令和 3 年度を始期とする教育大綱につきましては、これからの少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、地震や台風などの自然災害の激甚化、情報通信技術の進展による経済・産業構造の変化、市民ニーズの高度化・多様化、また、新たな感染症の脅威とそれを契機とした新しい生活様式への移行などの課題を的確に捉える必要があります。

このような社会環境の変化を踏まえ、新たな教育大綱は、子育て支援や学習環境の整備、文化芸術の振興、安心・安全な学校づくりなど、市長と教育委員会相互の権限に関連する分野を含め、多岐にわたる教育施策全般について、本市の根本となる目標や方針を定めたものです。

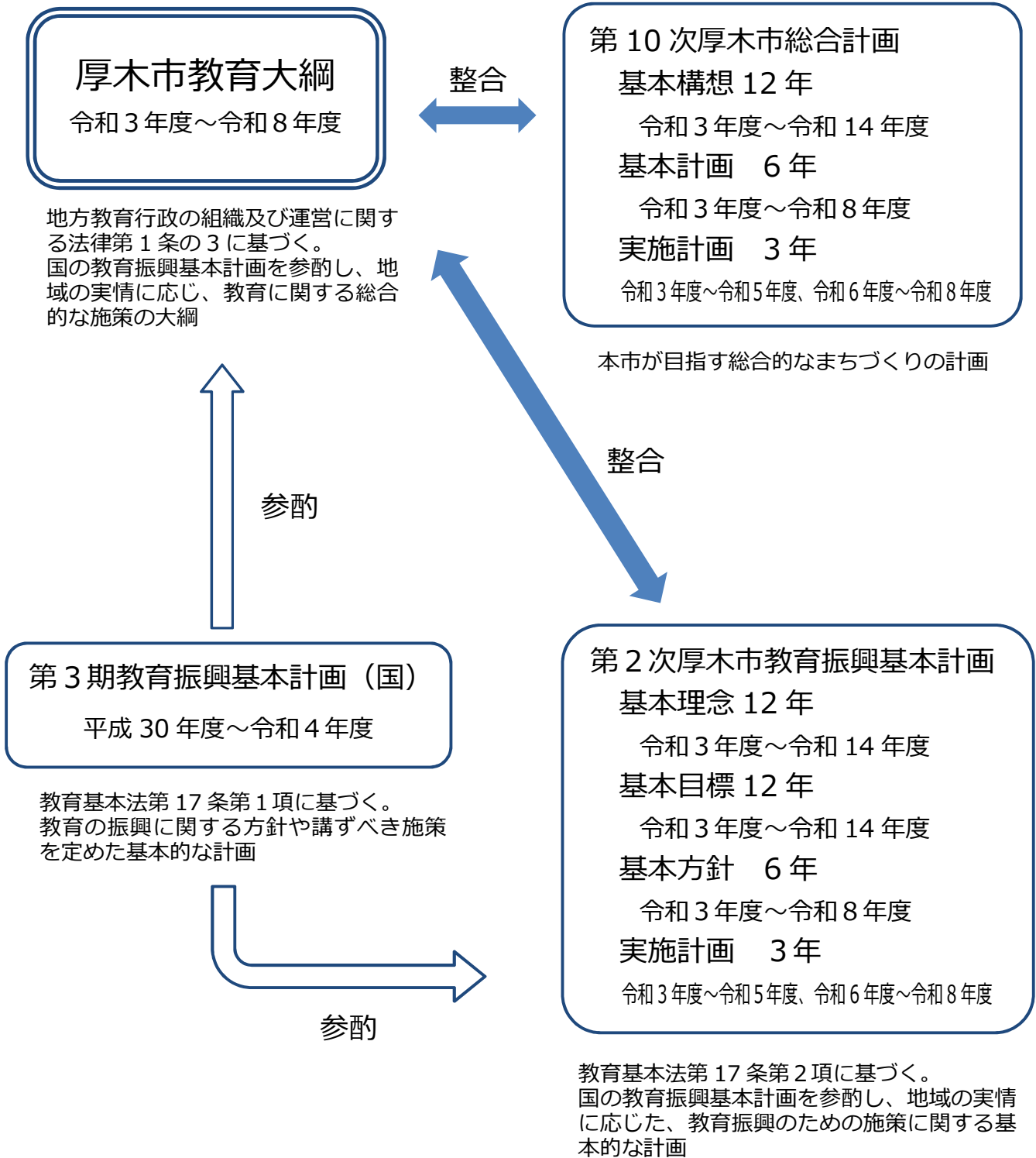
また、教育大綱は、平成 27 年に国連サミットで採択された、令和 12 年を期限とする国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}」の考え方を取り入れて策定しています。

2 厚木市教育大綱の期間

「厚木市教育大綱」の期間は、「第 10 次厚木市総合計画」の基本計画や「第 2 次厚木市教育振興基本計画」の基本方針との整合を図るため、それぞれの計画期間に合わせ、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

^{※1} Sustainable Development Goals の略。国連サミットで、誰一人取り残さない世界の実現を目指して採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における国際目標。持続可能でより良い世界を目指すための 17 の目標と 169 のターゲットからなる。

【教育大綱の位置付け】



3 厚木市教育大綱

(1) 基本理念 未来を担う人づくり

「未来を担う人づくり」という理念は、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創ることや、その担い手を育成することを目指して基本理念に位置付けています。この理念は、「第2次厚木市教育振興基本計画」において、教育のあるべき姿として掲げているほか、「第10次厚木市総合計画」においては、「夢や希望を持ち、自己実現ができるまち」をまちづくりのビジョンの一つとして位置付け、未来を担う子どもたちが伸び伸びと健やかに育つことができる環境づくりや、誰もが自由に学び、自己実現ができるよう、生涯学習を推進していくことが定められています。

(2) 基本目標 三つの約束と三つの力

基本理念の実現に向けて、未来を担う人を育成するための三つの約束「つなぐ」、「支える」、「伸ばす」と三つの力「挑戦」、「共生」、「創造」を基本的な教育の目標として定めます。

三つの約束

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

基本理念である「未来を担う人づくり」を進めていくためには、家庭、地域、学校がそれぞれ協力しながら、市民協働の精神のもと、安心・安全な暮らしと子どもたちの健やかな心身の成長をしっかりと支えていく必要があります。

「つなぐ」は、地域で共に生きる人たちが絆を深め、互いに協力し合うことの大切さを学ぶとともに、ふるさと厚木の財産である歴史や文化、伝統、豊かな自然を大切にすることを育み、未来へとつなぎ、引き継ぐことを表します。

「支える」は、誰一人取り残さずに安心して安全に学習できる快適な環境を整えるとともに、家庭、地域、学校が共に手を携え、子どもたちの健やかな心身の成長を支えることを表します。

「伸ばす」は、一人一人がお互いを尊重し、多様性を認め合うことにより、自分らしくいきいきと輝けるよう、自分の可能性や個性を伸ばすことを表します。

このような教育の実現に向けて、「つなぐ」、「支える」、「伸ばす」を三つの約束として、基本目標に定めます。

三つの力

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性を大切に、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

これからの予測困難な社会において、未来を担う人として身に付けてほしい力を、「挑戦」、「共生」、「創造」の三つの力として基本目標に定めます。

「挑戦」は、自分自身を磨いて生きる力^{※2}を高め、夢や目標の実現に向けて粘り強く挑み続ける自分づくりの力を表します。

「共生」は、自己肯定感^{※3}や自己有用感^{※4}を高め、自分らしく生きていくとともに、一人一人が互いの存在を尊重し、多様性を認め合う仲間づくりの力を表します。

「創造」は、社会や地域の在り方を考え、共に学び、学んだことをいかすことができる環境を整えるとともに、人々と力を合わせて新しいものを創り出す社会づくりの力を表します。

(3)基本方針

基本方針とは、本市の教育のあるべき姿を示した基本理念の実現に向けて、各種施策を展開する方向性を示すものです。

「第2次厚木市教育振興基本計画」で定める八つの基本方針に、子育て施策の充実や安心・安全なまちづくりの推進、文化・芸術の振興などの取組を合わせて、十の基本方針を定めます。

これらの基本方針はそれぞれが大切な方向性を示しており、この方針に基づき、家庭、地域、学校が一丸となって、未来を担う人づくりを推進していく必要があります。

※2 文部科学省が提唱している学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称。変化の激しいこれからの社会を生きるために大切とされる、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。

※3 自らの在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情。

※4 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかを自分自身で認識できること。

基本方針 1

多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくりまします。

人口減少社会の到来や核家族化の進展、地域コミュニティの弱体化、働き方の選択肢が増えるなど、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、保育や幼児教育の充実、相談体制の強化など子育て支援に対するニーズが多様化しています。このような状況を踏まえ、本市が目指す「子育て・教育環境日本一」に向けて、子育て家庭が子育ての誇りと喜びを実感できるよう、安心して笑顔で子育てができる環境を整備するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりを進めます。



基本方針 2

先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくりまします。

これからの超スマート社会 (Society5.0) ※⁵ の実現に向けた人工知能 (A I) ※⁶ やビッグデータ ※⁷ の活用などの技術革新、情報通信技術 (I C T) ※⁸ や交通手段の発達によるグローバル化のさらなる進展など、新たな時代の到来が予想されています。このような社会の変化に柔軟に対応できる先進的な教育を実践し、身に付けた力をいかして、いつでもチャレンジできる環境づくりを進めます。



※⁵ サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「人間中心の社会」。狩猟社会を「Society1.0」、農耕社会を「2.0」、工業社会を「3.0」、情報社会を「4.0」と定義される。現在は情報社会(4.0)を迎えており、「Society 5.0」は、その次の社会の在り方として提唱されている。

※⁶ 学習・推論・認識・判断などの人間の知能の働きを持たせたコンピューターシステム。

※⁷ インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータのこと。分析することにより、事業や社会的・環境的な課題の解決に役立てることができる。

※⁸ Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。

基本方針 3

子どもたちが未来の担い手となるために「確かな学力」※9、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。

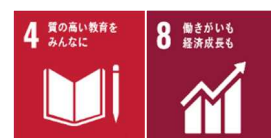
予測困難な社会においては、新しい課題に柔軟に対応していく力が今まで以上に求められます。変化を前向きに受け止め、心豊かにたくましく生きる人材を育成するため、GIGAスクール構想※10の実現や持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育など、新しい時代に向けた教育を取り入れていくほか、一人一人の状況に応じた教育を推進し、幅広い知識・教養と真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体をバランス良く育成します。



基本方針 4

教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。

「教育は人なり」という言葉で表されるように、より良い教育のためには、教職員一人一人が資質・能力や指導力を向上させるとともに、教育の場でいきいきできる環境づくりが欠かせません。子どもたちの学びを確かなものにし、生きる力※11を最大限に伸ばしていくため、教職員の業務の在り方を見直すとともに、質の高い研修講座や支援員の配置を充実させるなど、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境を整えます。



※9 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質・能力などまで含めた力。

※10 1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを推進するとともに、学校の臨時休業などの緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想。

※11 5 ページ ※2 参照

基本方針 5

地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。

子どもたちの充実した学校生活を支えるのは、安全で快適な教育環境です。家庭、地域、学校が協力し合い、子どもたちの安心・安全の確立に向けた体制づくりを推進します。また、児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化を推進するほか、学校施設の安全性・快適性を確保するため、計画的な改修や再整備を実施します。さらに、子どもたちを事故や犯罪、災害から守るため、インターナショナルセーフスクール^{※12}の取組や通学路の安全確保、土砂・浸水災害対策、新たな感染症への対応などハード・ソフト両面から安心・安全な環境づくりを進めます。



基本方針 6

平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。

平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学び、年齢、性別、国籍、経済事情、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる立場の人がお互いにかげがえのない人として尊重され、誰もが安心して参加できる教育の場づくりを進めます。また、国内外の友好都市などとの交流や多文化共生社会^{※13}を推進していくほか、不安や悩みを相談できる体制やインクルーシブ教育^{※14}の推進など、心身両面への支援を充実させ、子どもたちの自信や学ぶ意欲を育みます。



※12 けがやその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動であり、このような安全な教育環境の整備に取り組んでいる学校に対して、国際セーフコミュニティ認証センターが与える国際認証。

※13 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きる社会。

※14 共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育。

基本方針 7

家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。

家庭、地域、学校が連携・協働して教育活動の充実、教育課題の解決、地域の教育力向上などに取り組み、大学・企業を含めた地域の人材と特色をいかしたコミュニティ・スクール^{※15}を推進します。また、子どもたちの基本的な生活習慣や思いやりの心、社会性などを家庭で安心して育むことができるよう、教育の出発点である家庭教育を地域ぐるみで支援します。



基本方針 8

特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。

社会教育を進めていく上で大切な共に学び合うことを通して、地域課題への取組や新しい魅力の発見、地域を支える担い手の育成など、住民同士が交流し力を合わせて主体的に地域づくりに取り組むことが重要です。地域の特色や人材をいかした多彩で魅力的な活動を展開し、人々が集い、学び、つながることができるよう、地域コミュニティの拠点である公民館の機能を充実します。



※15 学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

基本方針 9

ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。

人生 100 年時代^{※16}の到来を見据え、誰もが生涯にわたり自分のスタイルに合わせて、学びたいときに学びたいことが学べるよう、学習の場、交流の場づくりを推進していきます。また、自然や歴史、文化・芸術に親しむ機会を創出し、郷土への想いや豊かな感性を育むことで、ふるさと厚木の財産を未来につなげていきます。



基本方針 10

いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

スポーツやレクリエーション活動は、個人の充実感や健康増進、体力向上はもちろん、人との交流の輪を広げ、仲間づくりを通して地域の絆^{きずな}をつくります。また、気軽に利用できるスポーツ空間や安心・安全な施設整備、指導者などの人材育成に力を入れ、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを推進し、活力ある地域づくりにつなげていきます。



^{※16} 100 歳まで生きることが当たり前となる時代。世界で長寿化が急激に進むことにより、人々の生き方や働き方に変化が求められるようになると予想されている。

(4) 基本方針と持続可能な開発目標(SDGs)^{※17}の関連

全ての基本方針にSDGsの「目標4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の考え方を取り入れています。

また、各基本方針に特に関連する目標があります。



《持続可能な開発目標》

- 目標 1 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女性の能力強化を行う
- 目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
- 目標 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10 国内及び各国家間の不平等を是正する
- 目標 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※17 1 ページ ※1 参照